

福島市公共施設の戦略的再編整備検討委員会運営要領

- 1 福島市公共施設の戦略的再編整備検討委員会（以下「委員会」という。）は、原則公開とする。ただし、委員長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、委員会に諮って非公開とすることができる。
 - （１）委員会において、福島市情報公開条例第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
 - （２）委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - （３）その他、委員長が必要と認める場合
- 2 委員長は、委員会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 3 傍聴人が会議の進行を妨げる行為をしたときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。